

第 2 3 号議案

損害賠償の額を定め、和解することについて

次のとおり物損事故による損害賠償の額を定め、和解することについて議決を求める。

1 相手方 桶川市在住の女性ほか 2 名

2 事故の概要

令和 5 年 1 月 2 4 日午後 8 時頃、桶川市泉二丁目 3 5 7 - 2 1 4 の桶川ビレジ児童遊園地において、根元部の腐朽などの状態にあった樹木が強風によって折損し、当該樹木の先端部が当該児童遊園地に隣接する家屋に倒れかかり、屋根、ブロック塀等を損傷させたものである。

3 損害賠償額及び和解条項

(1) 損害賠償額

金 3, 0 0 0, 2 0 4 円

(2) 相手方は、市に対し、本件に関する事故について、上記金額の支払以外は、いかなる損害賠償も請求しない。

令和 5 年 5 月 1 1 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

物損事故による損害賠償の額を定め、和解したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、この案を提出するものである。